

議長（門脇 助雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3 番、川瀬孝代さん。

3 番（川瀬 孝代君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、大きく 3 点について、質問をさせていただきます。

1 点目、インフルエンザの予防接種の助成についてお伺いをいたします。

風邪やインフルエンザが流行する季節となりました。12 月に入って、国立感染症研究所の調査では、全国からのインフルエンザ患者の報告が急増し、一部地域では既に流行しております。保育園、幼稚園、小中学校では学級閉鎖を余儀なくされているところも出てまいりました。

インフルエンザは高熱や筋肉痛、関節痛といった全身症状が重くあらわれ、感染力が強く、いったん流行が始まってしまうと、感染を避けるのが難しくなります。特に免疫力が弱い子どもや高齢者などには感染しやすく、他の臓器への合併症により、最悪の場合、命にかかわり、後遺症を負ったりすることになりかねません。そのため、予防策として予防接種を受けることを進められています。

予防接種には、定期予防接種と任意予防接種があります。定期予防接種には B C G、ポリオ、3 種混合、はしか、風疹などがあります。以前、インフルエンザは法定接種として小学校で集団接種が行われていましたが、平成 6 年から任意接種に変わりました。

その理由として、インフルエンザは集団ではなく個人で予防するという考えが主流になったことが挙げられます。平成 11 年の日本小児科学会では、1 歳から 6 歳未満の幼児については、インフルエンザによる合併症のリスクを鑑み、有効率が 20% から 30% であることから、法定予防接種ではなく、任意の接種として考えるのが適切な方法であるとの見解を示しました。

平成 13 年には、予防接種法の改正がされました。そして、高齢化社会を迎え、老人施設内において、インフルエンザの流行などにより特に高齢者につきましては、インフルエンザにかかった場合に肺炎を併発するといったことで重度化し、あるい

は死亡に至るといった事例が社会問題化したことから、高齢者に対して予防接種の効果に対する研究が国で進められてまいりました。

そして予防接種は有効・安全であることが報告されました。そして65歳の方を対象に、法定予防接種に加えられ、一部公費負担制度が導入されることになりました。しかし乳幼児においては、感染をして重症化する報告が多いにもかかわらず、任意接種のままであります。免疫がないことから、毎年受けなければなりません。13歳以下は2回接種が必要となります。

インフルエンザ予防接種を受ける費用として、医療機関によってばらつきがありますが、約6,000円から7,000円ほどかかります。子どもが2人、3人となりますと高額になります。また、受験シーズンとインフルエンザの流行期間が重なっていることから、受験生を抱える保護者にとっては、家族全員が予防接種を受けなければならないこともあって、子育て中の家庭においては非常に大きな負担となっています。

そういった意味において、子育て支援策としても、乳幼児をはじめ義務教育期間の子どもたちまで、インフルエンザ予防接種費用の助成の導入を要望いたします。町長のお考えをお伺いいたします。

議長（門脇 助雄君）      佐藤均町長。

町長（佐藤 均君）      おはようございます。

川瀬議員のインフルエンザ予防接種の助成についてのご質問にお答えを申し上げます。

予防接種法では、インフルエンザは二類疾病に分類されており、私ども市町村長は、インフルエンザの予防接種を行わなければならないと定められております。

二類疾病とは、個人の発症またはその重要性を防止し、その蔓延の防止に資することを目的として予防接種を行う疾病で、定期の対象者は、65歳以上の方及び60歳から65歳未満で日常生活活動が制限される程度の障がい有者となっております。

昨年度高齢者の皆様に実施させていただきましたインフルエンザの接種状況は、4,500人の対象者に対して、2,546の方が接種をされ、接種率は56.6%でございました。

ご質問の助成対象者の拡大についてでございますが、定期外の予防接種として義務づけられており、県内では、亀山市など2市4町で実施をされておりますが、対象年齢、助成金額などは、市町によりかなり相違がある状況でございます。

ご指摘の乳幼児につきましては、以前から、健康管理を保つためにも、インフルエンザの予防接種の重要性については十分認識させていただいているところでございます。

特にお子様の場合、ワクチンの効果を確保するためには年2回の接種が必要とされることから、経済的負担も大きく、助成対象者の拡大につきまして真剣に検討してまいりたいと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（門脇 助雄君） 3番、川瀬孝代さん。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

元気なまち東員町ですので、できることならぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして2点目、女性の健康トータルプランの重要性について、公明党では一貫して女性政策を推進、実現してまいりました。また公明党では女性が健康で安心して生活できる、そしてあらゆる分野で持てる力を発揮できる社会を目指して、4月に女性サポートプランを作成いたしました。

女性を取り巻く社会環境や生き方は、少子高齢化などを背景に大きく変化をしております。女性のライフサイクルは大きく変化し、社会的活躍には目覚ましいものもあります。そうした今、女性をトータル的な視野でサポートし、特に健康、仕事、出産、子育てという女性の人生に大きな影響を与える分野を中心にまとめた政策であります。

その中から子宮頸がんについてお伺いをいたします。

子宮頸がんは世界で2番目に多く発生している女性特有のがんであります。年間約50万人に発症し、約30万人が死亡していると言われております。我が国では最近、若い女性の間で急速に広まり、年間約8,000人に発症し、約2,500人が死亡しております。

子宮頸がんは発生原因などが解明されており、検診さえ定期的に受ければ、ほぼ100パーセント予防できるがんです。これは子宮頸がんの大きな特徴として、がんになる前の段階の検査で見つけることができるためです。また、発見されれば低侵襲の治療で完治し、子宮の温存も可能であり、治療後の妊娠や出産にもほとんど影響がないそうです。

一般にがん検診は、がんの早期発見・早期治療のためといわれています。しかし、子宮頸がん検診は、がんの発見ではなく、がんの予防のために受ける検診なのです。子宮頸がんの原因は、99%以上がヒトパピローマウイルス、HPV感染であることが明らかにされています。HPVはありふれたウイルスであり、だれでも感染する可能性のあるウイルスです。多くの女性は10代から20代初期に感染するとされています。また、感染しても、ほとんどが本人の免疫によってウイルスは体外へ排除されます。しかしウイルスを排除できず、感染が長期化してしまうケースもあります。このようなケースには、子宮頸がんへと進行する危険性があり、注意が必要です。

高リスクタイプのHPVに感染しても、すべての人が子宮頸がんになるわけではなく、がんになる確率は0.1%にすぎません。検診を受診せずに、無為にがんを進行させ、若くして子宮を失ったり、命を落とす女性がふえているのは残念でなりません。日本の女性の20代から30代の若い世代には、正しい知識を持っている人が少なく、理解されていないのが現状であります。全体の受診率は23.7%と大変低いものであります。実際、子宮頸がん罹患した人の75%は検診を受けていないといわれています。

また、検診において、細胞診とHPV検査の併用についてですが、まず細胞診は国内だけではなく、海外でも有効な評価がされた検査法です。がんを発見する制度は十分な手段となります。しかし病変の変化となると十分とは言えず、現実的には25%程度の見落としがあるといわれています。

最近では子宮頸がんの原因ウイルスの有無を判定するHPV検査との併用に注目が集まっています。米国産婦人科学会によると、細胞診とHPV検査がともに陰性であれば、がんの病変のある可能性は0.1%とされており、非常に制度の高い検診であることがわかります。したがって、受診者にとっては大きな安心を得ることができるのです。

未然にがんを防ぐためには、定期的に検診を受診することが大切です。今後、がん予防の観点から、細胞診とHPV検査併用の検診の普及を期待いたしております。

東員町としてのがん検診に対する検診率、また現在どのような取り組みがあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、総合的な相談窓口の設置についてお伺いいたします。

女性のライフスタイルが多様化する中、女性を取り巻く健康問題などが注目されています。そんな中で更年期障害をはじめ、女性特有の悩みにじっくりと耳を傾けてくれる女性専門外来が全国的に広がり、設置をされています。

女性の多くは健康、仕事、人間関係などのさまざまな悩みがあっても、安心して相談できる場所がなくて、一人で悩みを抱えながら苦しんでいるという状況にあります。そうした女性のために、日常生活において、悩みや問題を何でも気軽に相談できて、具体的なアドバイスが受けられる情報を得ることができるなどの総合的な相談窓口が必要ではないかと思いました。

東員町としても、さまざまな相談にきめ細かな対応をしていただいておりますが、窓口がよくわからないといった声も伺います。当局のお考えをお伺いいたします。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 「女性の健康トータルプランの重要性について」のご質問にお答えを申し上げます。

すべての病気に言えることですが、特になんは早期発見、早期治療が重要であり、早期発見をするためには、がん検診は非常に有効でございます。受診の啓発など、日々積極的に取り組んでいるところであります。

ご指摘の子宮頸がんは、やや減少傾向にあります。近年、20代から30代の発症が目立ち、がん検診対象年齢が40歳から20歳に拡充されたところでございます。

子宮がんの受診状況でございますが、平成19年度は受診率20.1%、861人、平成20年度は受診率21.7%、958の方が受診いただいております。乳がん検診とあわせて女性のがん検診は、関心が高いようでございます。

次に「総合相談窓口の設置について」でございますが、現在でも、女性専用とはまいりませんが、検診結果などのご相談は、個々に保健師が対応させていただいており、特に問題などがある場合には、専門機関へとつなげております。

また、県では「三重県がん対策戦略プラン」に基づいて組織が進められており、がん相談支援センターの設置など、がん対策の一層の充実が図られているところでございます。

今後ともこれらを活用しながら、女性の健康をトータル的に支援してまいりたいと考えております。

よろしくご理解下さいますようお願いを申し上げます。

議長（門脇 助雄君）            3番、川瀬孝代さん。

3番（川瀬 孝代君）            ありがとうございます。

子宮頸がんの検診につきましては、国の方でも検診率が低いので、50%を目指していきたいと、そのように舛添厚生労働大臣はおっしゃってみえます。また、浜四津代表代行は、11月13日、麻生首相に対して、ワクチンの早期承認と予防接種費用への公費助成の導入を強く要請いたしました。早く実現するとうまいかと願っております。

東員町においても検診の受診年齢を下げる、また専門家を招いて健康セミナーの開催をするなど、がん検診の受診率の向上を目指して取り組みをしていただきたいと願っております。

がんは知れば恐くない、みんなで検診に行こうというような啓発、また働きかけもよろしく願いしたいと思います。

窓口相談ですけれども、心配事が手おくれにならないように、さまざまな相談に、安心して、また希望が持てるように尽力をお願いしたいと思います。

続きまして3点目、地上デジタル放送への円滑な移行推進について、お伺いをいたします。

地上デジタル放送への完全移行、2011年7月24日まで、2年8カ月を切りました。テレビは生活に欠かすことのできない情報、娯楽のライフラインといえる存在となっています。そのテレビ放送が従来のアナログ放送という方式から、付加価値の高いサービスが実現できるデジタル放送という方式に変わります。地上デジタル放送は、平成15年12月に、関東、中京、近畿の都市圏で開始され、平成18年12月には全都道府県で開始をされております。また、世界における地上デ

デジタル放送は、1998年にイギリスで開始され、2000年代初頭を中心に、欧米18カ国で放送開始、アジア諸国でも順次開始される予定で、2007年11月時点で32カ国が放送を開始しており、世界の潮流となっています。

地上デジタル放送の魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質・高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある人にも配慮したサービスや携帯端末向けサービスの充実などが期待されています。双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定であります。

総務省が今年9月に行った最新の調査では、地上デジタル対応の受信機能、世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%でした。地上デジタル放送への移行に伴い、東員町内においてはきめ細やかな対応を、また周知の徹底策を考え、実施しなければならないと思います。

そこで、この件につきまして何らかの対応が必要ではないかと考えます。東員町においてどのように移行推進をしていくのか、何点か、お伺いいたします。

1. テレビ放送のデジタル化への対応をする東員町としての基本的な考え方について。2. 現在、庁舎内においてテレビは何台ありますか。そのうち地上デジタル放送の対応済みは何台あるのでしょうか。また、アナログテレビについて、どのようなリサイクルに取り組むのですか。例えば廃棄をする場合、それに対応する業者などの対策について。

3. 公共施設についての対応と実態、また計画について。

4. 総務省が掲げている高齢者・障がい者などへの細かな受診説明会の実施、また町として経済的に困窮している方への支援について。

5. 地上デジタル放送の視聴が難しいとされているところはあるのですか。あれば、その対策について。

以上の5点について、お考えをお伺いいたします。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 川瀬議員からの「地上デジタル放送への円滑な移行推進について」のご質問にお答えをいたします。

国の電波法の改正によりまして、平成23年7月24日までにアナログ放送は停波し、地上デジタル放送に完全移行されることは、議員もご承知のところでございます。

議員お尋ねの「テレビ放送のデジタル化へ対応する基本的な考え方」につきましては、現在、町内全域が、電力会社が布設した送電線の影響により、アンテナによるアナログ波受信の難視聴地域となっており、住民の皆さんには、その解消対策として、ケーブルテレビ会社を通じてテレビを視聴していただいております。

しかしながら、地上デジタル放送は、送電線による電波障害を受けないので、今後は電力会社から難視聴による保障が受けられなくなります。

このようなことから本町といたしましては、地上デジタル放送に完全移行する平成23年7月25日以降のテレビの視聴方法は、各ご家庭で検討していただきたいと考えていますが、今後も町内の催し物や行政情報については、ケーブルテレビで放送してまいりたいと考えておりますので、ケーブルテレビ会社と協議を行い、本年8月から地上デジタル放送を「試験放送」として無料で放送していただいております。

次に、公共施設の対応につきましては、現在、役場庁舎、文化センター、保健福祉センター、笹尾連絡所、各小中学校などに合計31台のアナログ放送に対応したテレビが設置されていますが、地上デジタル放送に対応したテレビは、まだ設置をされていないのが現状でございます。

地上デジタル化に伴い、これらのアナログテレビは、地上デジタルチューナーを内蔵したテレビに買いかえるか、もしくは地上デジタルチューナーを取りつけ、引き続き利用していくかの2通りの方法が考えられます。これにつきましては、今後の状況に応じて、できるだけ安価で対応できる方法等を考えてまいりたいと思います。

次に、ブラウン管テレビを廃棄する方法につきましては、地上デジタル放送開始に伴い、町内のみならず、全国で大量のブラウン管テレビが廃棄されると予想されますが、それについては「家電リサイクル法」により、各ご家庭で、電気店などで処理をしていただかなければならないこととなっております。

また、町のゴミ出しハンドブックにも記載いたしております。今後もこういった廃棄に伴う周知につきましては、今までと同様に、広報などでもお知らせしていきたいと考えております。



次に、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者の方々の受信のための助成につきましては、現在のところ、町独自では検討をしておりません。今後は、国の動向を見ながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

議長（門脇 助雄君） 3番、川瀬孝代さん。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

5番目の地上デジタル放送の視聴が難しいとされる場所はあるのですかと質問いたしましたところの返答がありませんので、ご返事の方、お願いをいたします。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 平成23年7月25日以降は、町内で受信できない地域はありません。

議長（門脇 助雄君） 3番、川瀬孝代さん。

3番（川瀬 孝代君） わかりました。ありがとうございました。

地上テレビ放送のデジタル化は、町民の皆様の生活に関連するものであり、皆様のご理解がなければ実現はできません。

最後に、地上デジタル化への移行に伴う悪質商法への対策も必要ではないかと思えます。工事が必要だと言葉たくみに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生しております。平成23年7月に、すべての町民の皆様が地上放送のデジタル化への対応を完了し、引き続きテレビを視聴することができるよう、多くの関係者と連携、協力して対策を実施していただきますよう、強く要望いたします。

以上で私の質問を終わります。